⑵　申請書の提出方法　持参又は郵送により、申請書を提出する申請者は、申請書に次に掲げる書類を添付し、提出すること。また、郵送による場合は、受付通知票に返信先（本店住所及び商号又は名称）を記入し、返信用切手を貼った上で提出すること。

申請書、添付書類の提出部数については、申請しようとする地区の数にかかわらず、それぞれ１部とする。

インターネットを使用して申請をする者は、２⑴に掲げるホームページアドレスにアクセスし、⑴②においてダウンロードして得た入力プログラムを用いて作成した申請用データを、⑴②において入手したパスワードを入力して送信するものとする。

（建設工事）

①　営業所一覧表

②　申請者が経常建設共同企業体である場合においては、共同企業体協定書の写し及び共同企業体等調書

③　建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）第21条の４に規定する総合評定値通知書の写し（平成20年国土交通省告示第85号（以下「経営事項審査の告示」という。）第一の四の１㈠に規定する雇用保険(以下「雇用保険」という。)、㈡に規定する健康保険（以下「健康保険」という。）及び㈢に規定する厚生年金保険（以下「厚生年金保険」という。）の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっているものに限る。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となったものは、総合評定値通知書の写しのほか、それぞれ当該事実を証明する書類）

④　業態調書

⑤　納税証明書の写し（申請者が個人である場合においては、国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号。以下「国税規則」という。）別紙第９号書式（その３）又は(その３の２)、法人である場合においては、国税規則別紙第９号書式（その３）又は(その３の３))

ただし、納付すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は再生計画が認可されていないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合（係争部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要）は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類

⑥　申請者が、その設立から５（建設工事）⑵①に規定する主観的事項の審査基準日の前日までの期間が24箇月以上の協業組合（中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）による協業組合をいう。以下同じ。）又は企業組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）による企業組合をいう。以下同じ。）であって、前回の主観的事項の審査基準日以降に新たに組合員の加入があったものであるときは、当該新規加入の組合員の住所、電話番号、商号又は名称、代表者氏名及び加入年月日を記載した書類

⑦　申請者が、その設立から５（建設工事）⑵①に規定する主観的事項の審査基準日の前日までの期間が24箇月に満たない協業組合又は企業組合であるときは、各組合員の住所、電話番号、商号又は名称及び代表者氏名を記載した書類

⑧　申請者が、③に掲げる書類に記載されている一の年間平均完成工事高を二以上の登録を希望する工事種別に分割して申請するとき、及び③に掲げる書類に記載されている二以上の年間平均完成工事高の登録を希望する一の工事種別に合算して申請するときは、工事分割内訳表

⑨　行政書士等の代理申請の場合は委任状

〔注〕

㈠　申請者が経常建設共同企業体であるときは、その構成員に係る③に掲げる書類を当該経常建設共同企業体に係る書類とともに提出すること。総合点数の算定方法に関する特例の適用を希望する旨の申出をするときは、合併等に関する合理的な計画が記載された書類も提出すること。

㈡　申請者がその他工事のみにつき一般競争（指名競争）に参加を希望する者（一般社団法人等を除く。）であって、建設業法第３条の規定による許可を受けていないものであるときは、規則第19条の３第２項の経営状況分析申請書に準ずる書類、規則第19条の７第２項の経営規模等評価申請書に準ずる書類、規則第19条の４第１項各号に掲げる書類に準ずる書類及び第19条の８第１項に掲げる書類に準ずる書類を提出すること。この場合において、申請者が法人であるときは登記事項証明書又は商業登記簿謄本の写しを提出すること。

㈢　申請者が事業協同組合（中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合で、建設業法第３条の規定による許可を受け、かつ、中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けているものをいう。以下同じ。）の総合点数の算定方法に関する特例の適用を希望する旨の申出をする事業協同組合であるときは、審査対象者の住所、電話番号、商号又は名称並びに代表者及び役員の氏名を記載した書類、役員名簿、組合員名簿並びに共同企業体等調書を当該事業協同組合に係る①から⑧までに掲げる書類とともに提出すること。この場合において、審査対象者のうちに一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請をしていない者があるときは、当該審査対象者に係る③に掲げる書類を併せて提出すること。

㈣　別記３の区分による同一地区において、同一工事種別内での単体企業と当該企業を構成員とする経常建設共同企業体との同時登録は認めない。

（建設コンサルタント等業務）

①　技術者経歴書

②　営業所一覧表

③　申請者が法人である場合においては、登記事項証明書又はこれの写し

④　営業に関し、法律上必要とする登録証明書等又はその写し

⑤　申請者が法人であるときは、５（建設コンサルタント等業務）⑴に規定する審査基準日の直前１年の各事業（営業）年度の貸借対照表、損益計算書並びに株主資本等変動計算書及び個別注記表。個人であるときは、５（建設コンサルタント等業務）⑴に規定する審査基準日の直前１年の各事業（営業）年度の貸借対照表及び損益計算書

⑥　納税証明書の写し（申請者が個人である場合においては、国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号。以下「国税規則」という。）別紙第９号書式（その３）又は(その３の２)、法人である場合においては、国税規則別紙第９号書式（その３）又は(その３の３))

ただし、納付すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は再生計画が認可されていないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合（係争部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要）は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類

⑦　行政書士等の代理申請の場合は委任状

〔注〕

㈠　申請者が次に掲げる者であるときは、それぞれ次に定める書類をもって③に掲げる書類並びに①及び⑤に掲げる書類又はこれらに準ずる書類に代えることができる。

ａ　建設コンサルタント登録業者（建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第２条第１項に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。）建設コンサルタント登録規程第７条第１項に規定する現況報告書の写し

ｂ　地質調査業登録業者（地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第２条第１項に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。）地質調査業者登録規程第７条第１項に規定する現況報告書の写し

ｃ　補償コンサルタント登録業者（補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第２条第１項に規定する登録簿に登録を受けた者をいう。）補償コンサルタント登録規程第７条第１項に規定する現況報告書の写し

⑶　申請書類の作成に用いる言語等

①　申請書、添付書類は、日本語で作成すること。

②　申請書、添付書類中の金額については、外国貨幣額にあっては、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条の外国貨幣換算率により換算した邦貨額を記載すること。